

欧州の政府系PKIとID管理

松本 泰 セコム(株)IS研究所 2009年6月24日



欧州の政府系PKIとID管理



- ・「デジタルジャパン」(デジタル新時代に向けた新戦略)では、 行政サービスにおいる組織を越えた「連携」が大きなキー ワードになっていますが、こうした背景のひとつに、欧州におけ る電子政府先進国の動向があります。
- ・欧州の電子政府の先進各国では、電子行政サービスにおけるバックオフィスの連携等を進めるため、デジタル社会にふさわしい「ID管理の仕組み」及び「社会的信頼の仕組み」整備した上で、PKIを展開しています。
- ここでは、「エストニア」「デンマーク」「スロベニア」「オーストリア」の4つ欧州の事例をもとに、行政の効率化やサービス利用者中心の行政システムを支えるべきPKIを考察します。

欧州の政府系PKIとID管理



- (1) ID管理モデルの分類
 - フラットモデル、セパレートモデル、セクトラルモデル
- ・ (2) エストニア (フラットモデル)
- (3) デンマーク (フラットモデル)
- ・ (4) スロベニア (セパレートモデル)
- (5) オーストリア (セクトラルモデル)
- (6) 比較
- (7) まとめ



ID管理のモデル

- (1) フラットモデル
- (2) セパレートモデル
- (3) セクトラルモデル

ID管理モデルの分類

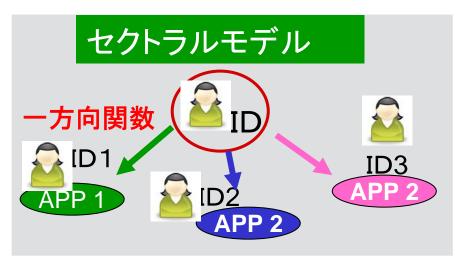


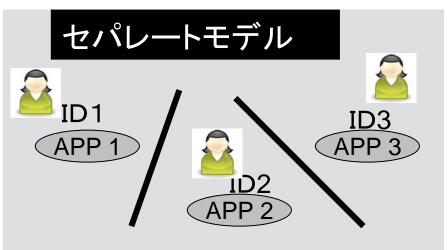












- ·ID管理モデルには、それぞれ利点と欠点がある。どのモデルであれ、その欠点をカバーする方策が必要。
- ・最悪なパターンは、「ID管理モデル」が意識されずに、個別にシステムが構築されていき、また、データ連携等が無節操に行われていくことではないだろうか?

参考: The Austrian Citizen Card http://www.a-sit.at/pdfs/rp_eid_in_austria.pdf
Copyright © 2009 SECOM Co., Ltd. All rights reserved.

各国の事例



ID管理 モデル	玉	電子政府
フラット モデル	エストニア	・全国民に配布されたeID(電子身分証明書) ・携帯投票にも使用される予定のモバイルIDの展開 MOBIL-IIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIII
	デンマーク	・福祉先進国家 ・国連 世界2位の電子政府 ・サーバサイド署名を利用した新しいOCES II
セパレートモデル	スロベニア	・欧州電子政府サービスランキング2位
セクトラル モデル	オーストリア	・「オーストリア電子政府法」によるIDの定義 ・2007年欧州電子政府サービスランキング1位

各国の事例 - 各国が発行している証明書



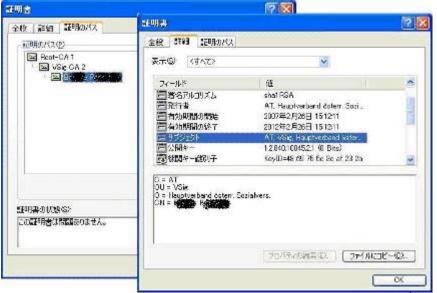
デンマーク

エストニア









スロベニア

オーストリア



エストニア

- ・フラットモデル
- ·全国民に配布されたeID(電子身分証明書) KAART
- ·携帯投票にも使用される予定のモバイルIDの展開 MBILL 🏭
- ・X-ROADによる情報連携
- ・情報連携に対応した個人情報保護法

フラットモデル







ID

APP 3





· eID

- 内務省の管轄にあるエストニア市民権・移民委員会(CMB)が11桁の国民IDを発行している。
- エストニアは、eID(電子身分証)を全面導入(強制)
 - · 民間も含め電子的な「実在性確認」「同一性確認」はeIDが前提
- 証明書にも11桁の国民IDが記載されている

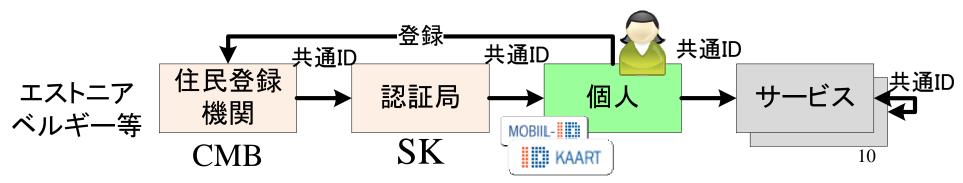
· 認証局

- エストニアの2つの主要な銀行および2つの通信会社によって設立された「証明 書発行センター(SK)」
- 証明書・eIDを利用したサービス
 - X-ROADに接続された市民向けポータル、企業向けポータルから利用
 - カード保有者(市民)
 - ・ カード保有者(市民)は、誰が自分の個人情報を参照したか確認することができる。この時、 eIDを使ってリモート認証を行なっている。
 - 運転免許証、健康保険証の代替
 - ・ つまり、運転免許や健康保険の権利は、「識別された個人の属性」 9

エストニア 証明書の主体者識別名の記載内容



項目	説明	事例
CountryName	国コード	EE
O (Organisation)	証明書タイプ	ESTEID
OU (Organisational Unit)	証明書の種類 (認証用と署名用)	'authentication' 、 'digital signature'
SN (Surname)		'Kaxxx'
G (GivenName)		'Juxxx'
Serialnumber	国民ID(11桁) - 共通ID	'3701112xxxx'
CN (CommonName)	名前と国民ID(11桁)が連 結されて記載される。	'3701112xxxx,Kaxxx,Ju xxx'



Copyright © 2009 SECOM Co., Ltd. All rights reserved.

エストニア 個人情報保護法(2003年) その1



情報区別	情報内容	データ収集
個人情報	名前、ID 等	特になし(名前、IDは 公開されている?)
私的個人情報 private personal data	1) 家庭生活の詳細を明らかにする情報、 2) 社会扶助または社会福祉の給付申請 を示す情報 Etc…	情報保護監察局へ通知する必要がある。
機密個人情報 sensitive personal data	1) 政治的意見または宗教的もしくは哲学的信条を示す情報(ただし、法律で規定された手続きに基づいて登録された私法上の法人の構成員であることに関する情報はこの限りでない) 2) 民族的または人種的起源を示す情報 Etc…	情報保護監察局の <mark>許可</mark> が必要

ID番号、名前に関連付けられた情報(私的個人情報、機密個人情報)をいかに守るかという観点で制度や情報システムが設計されている。

■ エストニア 個人情報保護法(2003年) その2



- ・ 第16条 個人識別コードの処理に対する許可
 - 個人識別コードの処理が国際協定、法律または規則により規定される場合は、情報主体の同意を得ることなく、かかる個人識別コードを処理することが認められる。

Personal Data Protection Act http://www.legaltext.ee/text/en/X70030.htm

■エストニアの電子政府

セコムトの研究所

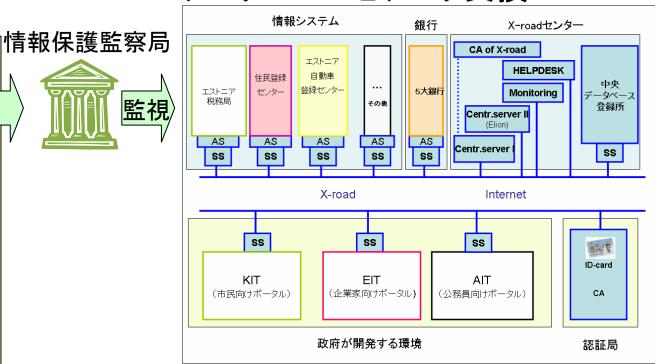
X-ROAD 情報シヴザヴュstems Laboratory データベースとデータ交換

法的な枠組み

個人情報保護法 Personal Data Protection Act

Public Information Act (旧データベース法?)

電子署名法 Digital Signatures Act



エストニアのelD



識別、認証、署名のため のフロントエンドツール





サービス対象者

エストニアのインターネット投票(2005年~)



http://www.vvk.ee/engindex.html

- ・ エストニアのeID
 - 認証用の証明書
 - 署名用の証明書
- · インターネット投票の手順
 - 投票サイトにおいてeIDを使って「認証」を行いログインする。
 - 投票サイトにおいて「認証」されることにより選挙人としての「資格」等が確認される。
 - · これにより、投票可能な立候補者が表示される。

- 投票

- ・投票する立候補者の「投票内容」を「選挙委員会」の公開鍵で暗号化する。
- · 「暗号化された投票内容」に対して、eIDを使って「署名」を付与するし送付する。

- 開票

- ・ インターネット投票(署名付きの投票)と投票所での投票の付き合せが行われる(投票所での投票が優先)。
- ・「署名」付きの「暗号化された投票内容」から「署名」が取り除かれ「暗号化された投票内容」(これは「匿名化された投票内容」になる)だけが集められる。
- ・「暗号化された投票内容」を選挙委員会のプライベート鍵で復号し投票結果を集 計する。

エストニアでは、携帯電話での投票を可能をする法案が可決され、2011年の総選挙から実施するとされているが、ほぼ、同じ方法で行わると思われる。
Copyright © 2009 SECOM Co., Ltd. All rights reserved.



エストニアのモバイルID









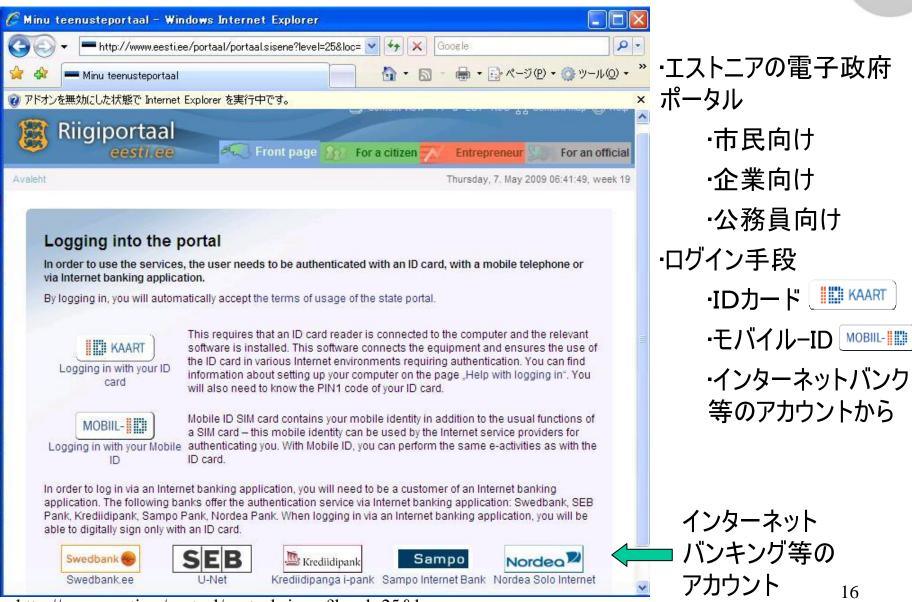
PIN1 認証用証明書の鍵に対応したPIN PIN2 署名用証明書の鍵に対応したPIN

Internet Voting in Estonia

http://www.lastenparlamentti.fi/slp_kunnissa/opetusmateriaalit/videot/videot/files/eh-overiview-2008-10.ppt

エストニアの電子政府ポータルへのログイン





http://www.eesti.ee/portaal/portaal.sisene?level=25&loc=

エストニアのインターネットバンキングのログイン



	Private Business Ab	out Swedbank			
Swedbank 🛑	Private client home	Everyday banking	Loan, lea credit ca		vestment, ∨ing, pension
МУ ВАНК					
Special offers	Select	ID card	Mobile-ID	Password card	PIN calculator
Bank messages	means of identification		Marian Marian	1,150,000,000	
Netbank settings					
USEFUL	Login	User ID	Phone number		
News	LUS111			Enter	
Customer programme					te to out out or to

・インターネットバンクのログイン手段

-IDカード III KAART

・モバイルーID MOBIL-!!!!

インターネットバンクのログイン手段としてモバイル-IDを選択している。そのため電話番号の入力を行っている。

MOBIIL-

- -パスワードカード -- 取引限度額が、他のトークンよりも低い
- -PIN計算機(ワンタイムパスワードトークン)
- https://www.swedbank.ee/private/home/start





デンマーク

- ・フラットモデル
- ·福祉先進国家
- ・国連 世界2位の電子政府
- ・サーバサイド署名を利用した新しいOCES II

フラットモデル











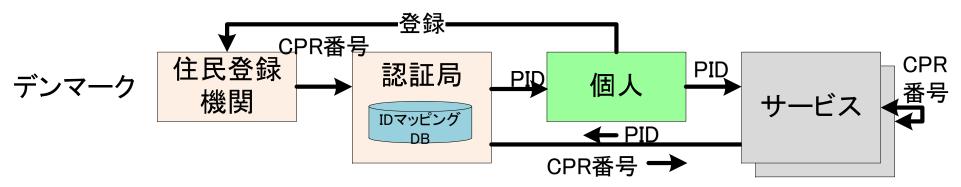
- · ID
 - 10桁の国民番号である中央住民登録番号(CPR番号)が約40 年前に導入にされ広範囲に利用されている
 - 証明書には、CPR番号は記載されておらず代わってPID(Personspecific Identification Numbers)が記載
- ・ 証明書と認証局
 - OCES(Public Certificate for Electronic Service)プロジェクトにより科学技術革新省と契約したTDC(旧国営電信電話会社: Tele Denmark)が運用(OCESⅡは、金融機関が設立したPBS)
 - 証明書は、無料で配布
 - サーバサイド署名を利用した新しいOCESⅡ
- ・ 証明書を利用したサービスの例
 - 2008年10月にマイページという国民一人ひとりに個別化したサービ スの提供を開始





証明書の主体者識別名の記載内容

項目	説明	事例
CountryName	国コード	DK
O (Organisation)	証明書の種類 (法人向け証明書では、法人名)	'Ingen organisatorisk tilknytning'
Serialnumber	Person-specific Identification Numbers (PID) が記載される	PID:9208-2001-3- 279815395
CN (CommonName)	Last and first names	Test Tester

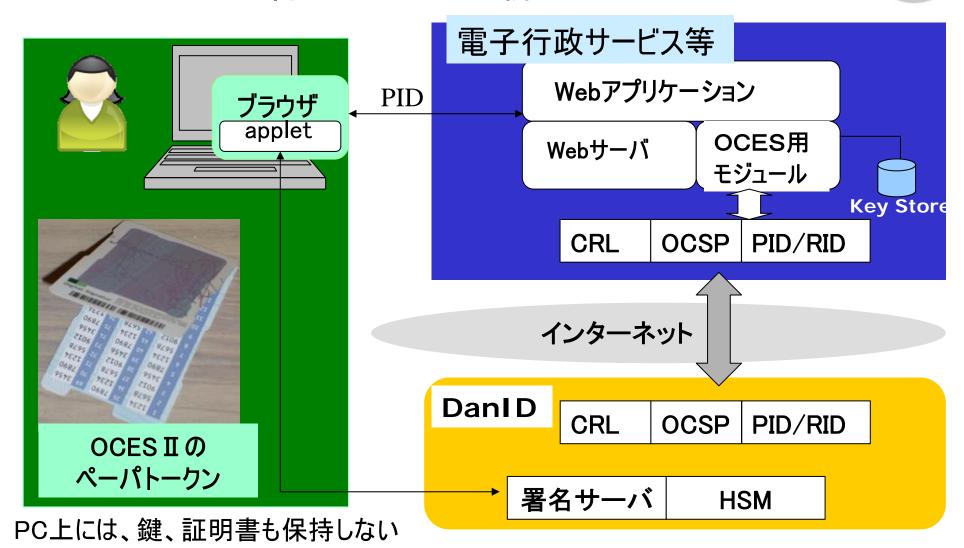


PIDからCPR番号の変換は、認証局のサービスとして提供されており、法的にCPR番号を利用できる「行政機関」「公共機関」であれば、このサービスを利用できる。また、民間であっても「証明書利用者の同意」があれば、変換サービスを利用することができるとされている。

Copyright © 2009 SECOM Co., Ltd. All rights reserved.

■■ デンマークの ■■ サーバサイド署名を利用した新しいOCES II



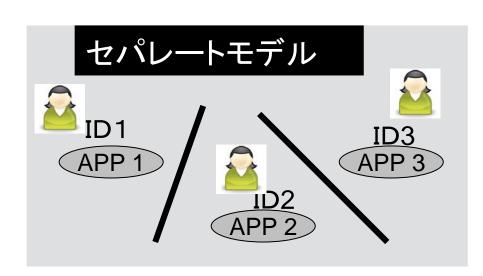


*** RIDは、企業ID





スロベニア



- •セパレートモデル
- •欧州電子政府サービスランキング2位





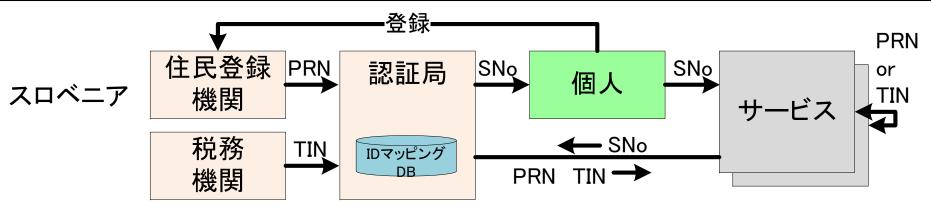
- ID
 - 個人登録番号(PRN: Personal Registration Number)
 - 納税者番号(Tax Number)
 - 健康保険番号(Health Insurance Number)
- ・ 証明書と認証局
 - 電子署名に利用されるクォリファイド証明書を発行している認証局が5つ存在する
 - 総務省が、公務員に証明書を発行するSIGOV-CAと、自然人、法人に証明書を発行するSIGEN-CAの二つの認証局を運営
- ・ 証明書を利用したサービスの例
 - e-Remainder : 異なる行政機関が発行する免許書、証明書などの期限切れを知らせるサービスを提供
 - My e- Archive : 行政とのやり取りを保管するサービス(提供予定?)
 - "one-stop shop" : 企業の起業から、企業の様々な活動、更に廃業までオンラインでサポートするサービスを提供している。



証明書の主体者識別名の記載内容



項目	説明	事例
CountryName	国コード	SI
O (Organisation)		state-institutions
OU (Organisational Unit)	CAの名前	sigen-ca
OU (Organisational Unit)	発行対象(自然人)であることを示す	individuals
Serialnumber	認証局管理する「シリアル番号(Sno.)」	246445951nnnn
CN (CommonName)	個人名が記載される	xxxx xxxxx

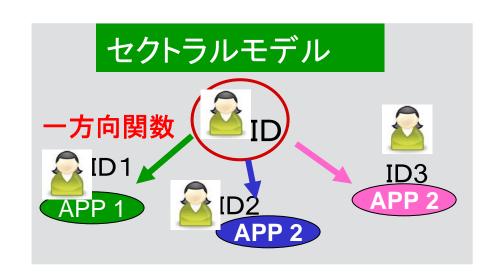


認証局は、シリアル番号から、「個人登録番号(PRN)」、「納税者番号」に変換するサービスを提供しているが、これには、スロベニアの個人情報保護法に従う必要があるとされている。変換が可能なのは、「法制度に基づくもの」と、「個人の同意に基づくもの」がある。

Copyright © 2009 SECOM Co., Ltd. All rights reserved.



オーストリア



- •セクトラルモデル
- •「オーストリア電子政府法」によるIDの定義
- •2007年欧州電子政府サービスランキング1位

「オーストリア電子政府法」 2004年 「オーストリア電子政府法」における識別

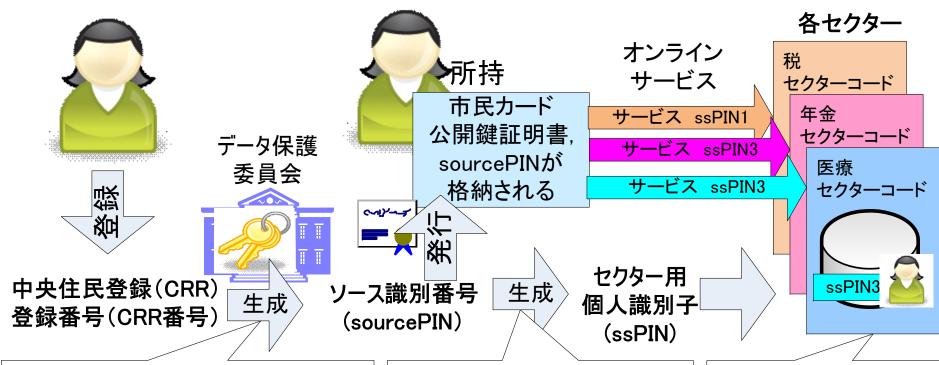


- 「一意識別(Unique identity)」
 - データ主体者が他のすべてのデータ主体者から誤りなく識別されることを 可能にする、一つまたは複数の特徴による特定人(データ主体者、本条7 号)の指定。
- 「履歴識別(Recurring identity)」
 - <u>一意識別(Unique identity)によらずに、以前の出来事(以前の提出行為な</u> ど)の参照により人の認識を可能にする方法での特定人(データ主体者、 本条7号)の指定。
- 一意識別と履歴識別
 - 「2000年データ保護法」(中略)秘密性に保護権益が存在する個人データ へのアクセス権(「2000年データ保護法」第4条1号)が付与されるのは、ア クセス要求者が一意識別(Unique identity)され、その要求の真正性 (Authenticity)が確認された場合に限る。かかる確認は、電子的に証明さ れうる形態で提供されなければならない。
 - 履歴識別(Recurring identity)のみが可能な場合、アクセスが許可される のは、アクセス要求者が当該識別を使用して自ら提供した個人データに 関するものに限る。

* * 2008年の改正で「履歴識別」の記述は削除された。

The Austrian E-Government Act

オーストリア電子政府法(2004年) セコム S 研究所 識別とサービスと「データ保護委員会」の役割 Intelligent Systems Laboratory



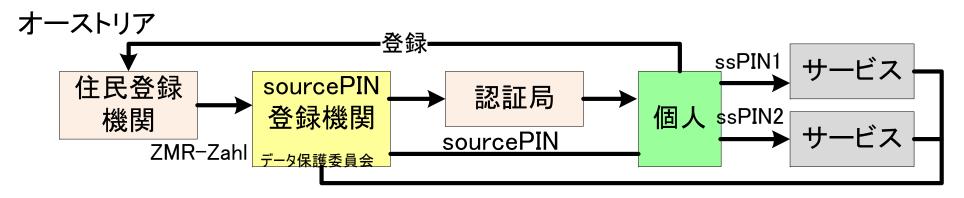
- 「CRR番号」から「ソース識別番号」を生成(Tri-DESにより変換)
- ・「暗号鍵」は、データ保護委員会が 管理
- ・「sourcePIN」に「セクターコード」を加えてハッシュ化してセクター用個人識別子(ssPIN)を生成
- ・各セクターは、ssPINを使って個人を識別 ・ssPINは、セクター毎 に異なる

Administration on the Net / An ABC Guide to E-Government in Austriahttp://alt.buergerkarte.at/en/mumok/Administration_on_the_Net.pdf





項目	説明	事例
CountryName	国コード	AT
O (Organisation)		Hauptverband österr. Sozialversicherungs.
OU (Organisational Unit)		VSig
CN (CommonName)	First name(s) + Surname	xxxx xxxxx



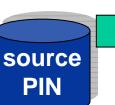
証明書の記載内容自体には、IDが含まれていない。代わってIdentity.linkを呼ばれる署名ファイルがSourcePIN、名前と生年月日と証明書の公開鍵の関係を証明している。このIdentity.link市民カードに格納されている。



Intelligent Systems Laboratory

Identity.linkと公開鍵証明書

- SourcePIN は、公開鍵証明書には含まれない
- Identity Link は、(署名された)XMLデータで あり、カードに格納される
- Identity Linkの構造
 - SourcePIN
 - 名前、生年月日
 - 証明書の公開鍵
 - sourcePIN登録機関の署名



PIN

```
<saml:SubjectConfirmationData>
  <pr:Person xsi:type="pr:Physical</pre>
    <pr:Identification
</pre>
      <pr:Value>123456789012</pr:V
      <pr:Type>http://reference.e-g
    </pr:Identification>
  <pr:Name>
    <pr:GivenName>Herbert</pr:Given</pre>
    <pr:FamilyName>Leitold</pr:Fami
  </pr:Name>
<saml:Attribute</pre>
AttributeName="CitizenPublicKey
... <dsiq:RSAKeyValue>
<dsig:Modulus>snW8OLCQ49qNefems
```

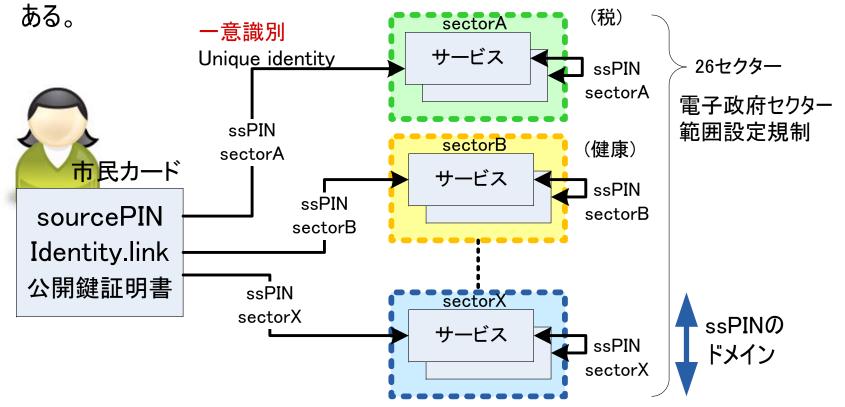
「電子政府セクター範囲設定規制



(eGovernment Sectors Delimitation Regulation) J Intelligent Systems Laboratory

・「電子政府セクター範囲設定規制」は活動分野を定義し、各分野にセクターIDを 指定している。

現在26のセクターが定義されているが、セクターの例としては、「税」、「健康」等が

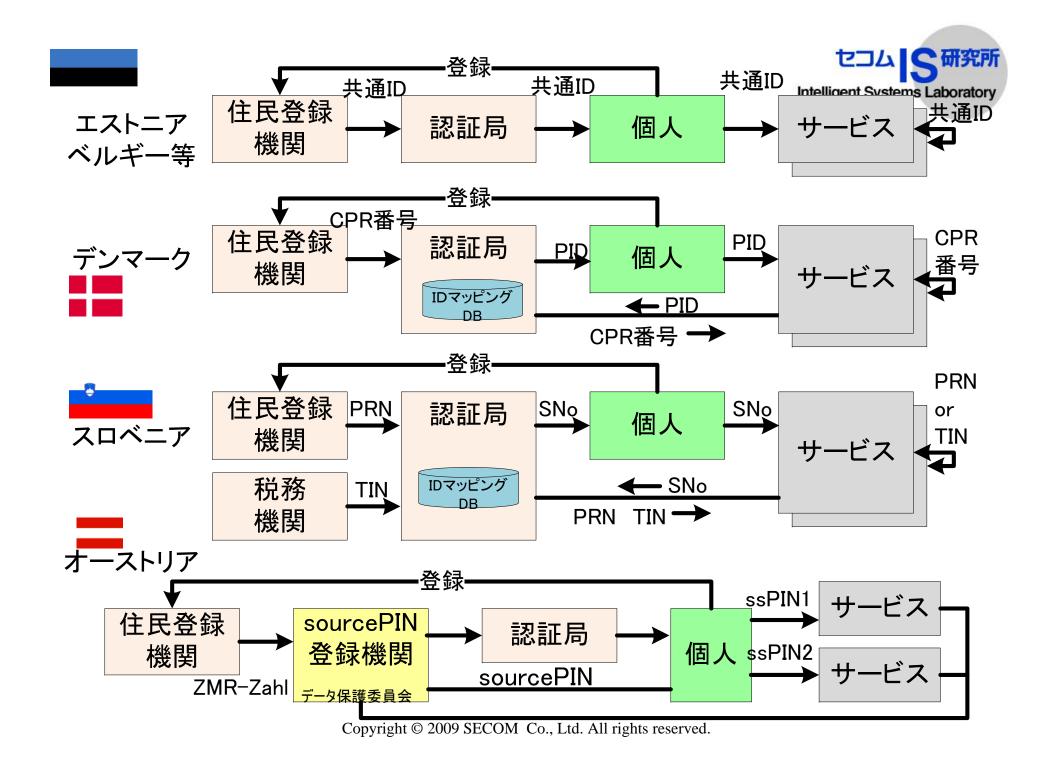


セクターを越えた個人情報の連携を行うためには、「データ保護委員会」が管理する「Triple DESの暗号鍵」が必要になるが、これは法律に基づく場合においてのみ利用が可能である。この場合でも、一意な識別が可能なため連携に曖昧性はない。
Copyright © 2009 SECOM Co., Ltd. All rights reserved.



欧州各国の事例の比較

ID管理モデルの違い



各国の事例の比較



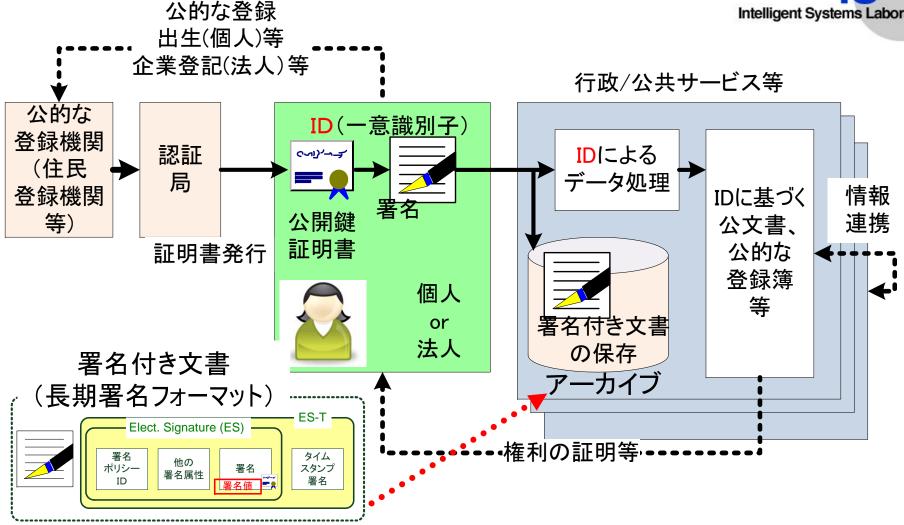
国	ID管理 モデル	IDとID管理の 主体	認証局	証明書に記載される ID情報
エストニア	フラット モデル	内務省の管轄にあるエストニア市民 権・移民委員会(CMB)が11桁の 国民IDを発行している。	エストニアの2つの主要な銀行および2つの通信会社によって設立された「証明書発行センター」	11桁の国民ID KAART
デンマーク	フラット モデル	福祉省管轄のCPR Bureauという 機関が、10桁の国民番号(CPR番 号)を約40年前に導入している。	科学技術革新省と契約した TDC(旧国営電信電話会社: Tele Denmark)が運用している。	CPR番号に変換可能な Person-specific Identification Numbers (PID)
スロベニア	セパレート モデル	 ・個人登録番号(PRN)は、スロベニア内務省 ・納税者番号(Tax Number)は、国税庁(Tax Administration) ・健康保険番号(Health Insurance Number)は、スロベニア健康保険協会(HIIS) 	総務省が運営する公務員に証明書を発行するSIGOV-CAと、自然人、法人に証明書を発行するSIGEN-CA その他民間認証局も存在する。	認証局(SIGEN)が管理 する「シリアル番号」。この 「シリアル番号は、個人 登録番号(PRN)、納税 者番号(Tax Number)と 関係付けられている。
オーストリア	セクトラル モデル	国民登録機関(CRR: Central Register of Residents)発行する 国民登録番号(ZMR-Zahl)がある。 ただし「国民登録番号(ZMR- Zahl)」の利用には法的な制約があ り、そのまま利用する訳ではない。	民間の認証局であるA- TRUST または、 社会保険本部	「名前」のみ。 公開鍵証明書の「公開 鍵」とSourcePINの関係 を証明したIdentity.linkと いうXML署名ファイルが 利用される。



欧州の政府系PKIとID管理 まとめ

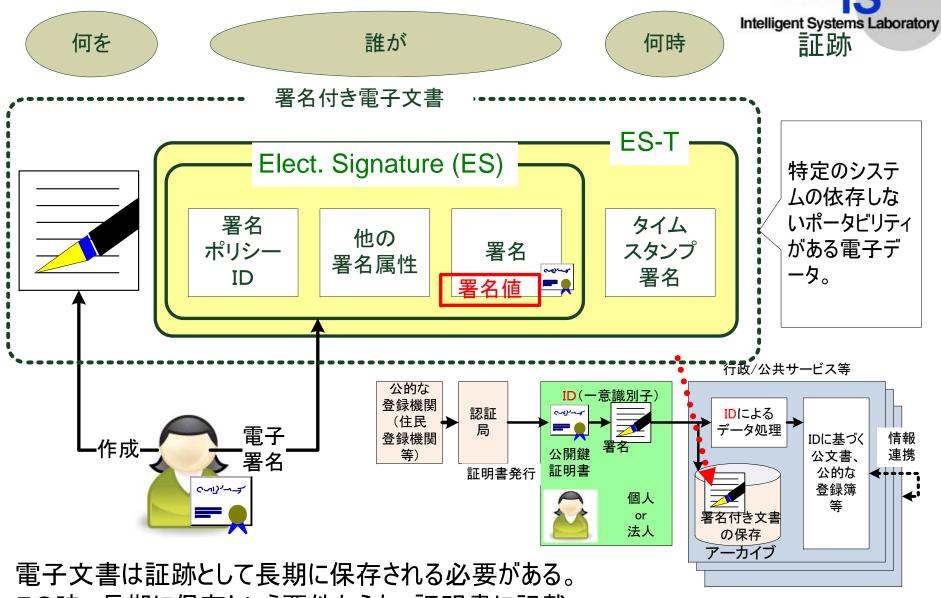
社会基盤としてのID管理とPKI





公的な登録に基づくIDが適切に利用できれば、個人や企業のための組織を越えた情報(個人情報、企業情報)の利活用が可能になる。5

「長期署名フォーマット」と「社会基盤としてのID管理」セコム」CORE



電子文書は証跡として長期に保存される必要がある。この時、長期に保存という要件からも、証明書に記載されるIDは、より普遍的なものが望ましい。

「認証基盤」と「社会基盤としてのID管理」



健康

社会を支える様々 なサービス

認証 Authentication

署名 Signature

社会基盤としてのID管理

広義の 「認証基盤」 電子的な認証 (Authentication)& 署名(Signature) の基盤

狭義の「認証基盤」 電子的にIdentityをCertifyし管理するための基盤

電子証明書の本質は、個人や企業のアイデンティティを電子データとして証明(Certify)することに大きな意味がある。

まとめ



- ・ 電子証明書の本質は、個人や企業のアイデンティティを電子データとして証明 (Certify)することに大きな意味があるが、これは一時的なものではないことに注意す る必要がある。
- ・ ID管理モデルと、このID管理モデルに従ったIDの付与、このIDと人や企業を結びつける公開鍵証明書等は、フロントエンドとしての行政サービスというよりは、バックオフィスの連携も含めて考えられる必要がある。
- よく考慮されたシステム(法制度、官民連携の情報システム)が構築できれば、社会全体としての、人や企業に対するサービスの効率性の向上に決定的な影響を与える可能性があり、また、同時に透明性も確保できる可能性がある。
- ・ 欧州の電子政府先進国では、「バックオフィスの連携」が進んでいる。これは、ひとつ は行政の効率化のためであり、もうひとつは、エストニアの電子政府で言われているよ うな「サービス利用者中心」の行政システムへの移行がある。
- こうしたバックオフィスの連携に関する成功の鍵は、「ID管理の確立」ではないだろうか。また、「サービス利用者中心」の意味は「サービス対象者」の管理方法の確立なしには、考えられない。
- ・ しかし同時に、この「管理」は、「国民の監視」ではないことが示される必要がある。





- ・ 欧州の電子政府先進国の取組は、「識別」を根本的に見直してデジタル社会にふさわしい「社会基盤としてのID管理」を目指しているように見える。そして様々な個人情報等がデータベース化されることを前提に、プライバシー保護、個人情報保護の枠組みが提供されようとしている。
- ・ それに対して、現状の日本のシステムは、デジタル技術もネットワークもない時代の 紙文書を前提としたシステムを強く引きずっている。デジタル技術を前提とした法制 度もまた、過去を強く引きづっている。例えば、現状の電子署名法にしても、紙文書 に対する法制度をそのまま電子文書に適用しようとするもので、これらは、デジタル技 術の面からは様々な不都合も出てきた状況にあると言える。電子署名に利用する 証明書にしても、名前、住所といった曖昧な識別情報に頼っている。
- 日本においても、次の時代のデジタル技術を駆使した社会にふさわしい「社会基盤としてのID管理」を確立して「社会的信頼の仕組」を再構築する必要があるだろう。
- これには、「社会基盤としてのID管理」を軸に、個人情報保護法、電子署名法、e 文書法、これらとの法制度との整合、制度の見直しも並行して行われる必要がある だろう。



参考

参考



- ・「電子署名普及に関する活動報告2008」
 - 第1部
 - 3.「社会基盤としてのID管理と電子署名」
- ・「電子署名普及に関する活動報告2007」
 - /http://www.ecom.jp/results/h19seika/14_電子署名普及に向けた調査報告書.pdf
 - 付録: オーストリアの電子政府法
- · 「社会基盤としてのID管理と電子署名」
 - http://www.ecom.jp/forum/eIDforum2009/005_090305Matsumoto.pdf
- IT立国エストニア バルトの新しい風
 - 出版社: 慧文社(2008/10)
 - ISBN-10: 4863300190



行政サービスのバックオフィスの 連携への要求

「サービス利用者」を中心に、行政のバックオフィスが連携されていく

地域情報プラットフォームのモデル



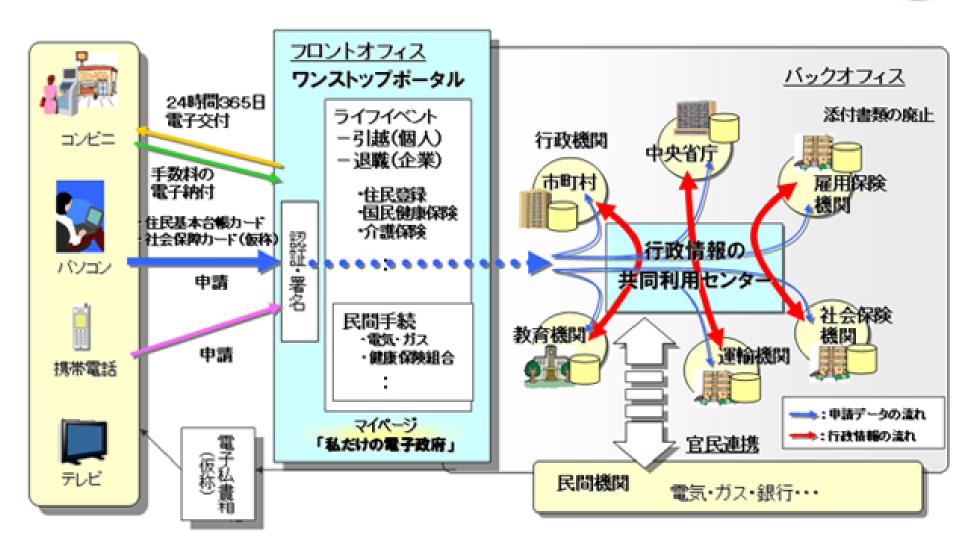


果たして「ID管理モデル - アーキテクチャ、基本的なポリシー、法制度」が曖昧なまま「地域情報プラットフォーム」のようなものが実現できるのであろうか?という素朴な疑問

出典: 自治体EAと地域情報プラットフォーム
http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/rdd/kyo/seminar2/sem04.pdf
Copyright © 2009 SECOM Co., Ltd. All rights reserved.

次世代電子行政サービス 「ワンストップサービスとバックオフィス連携」のモデル

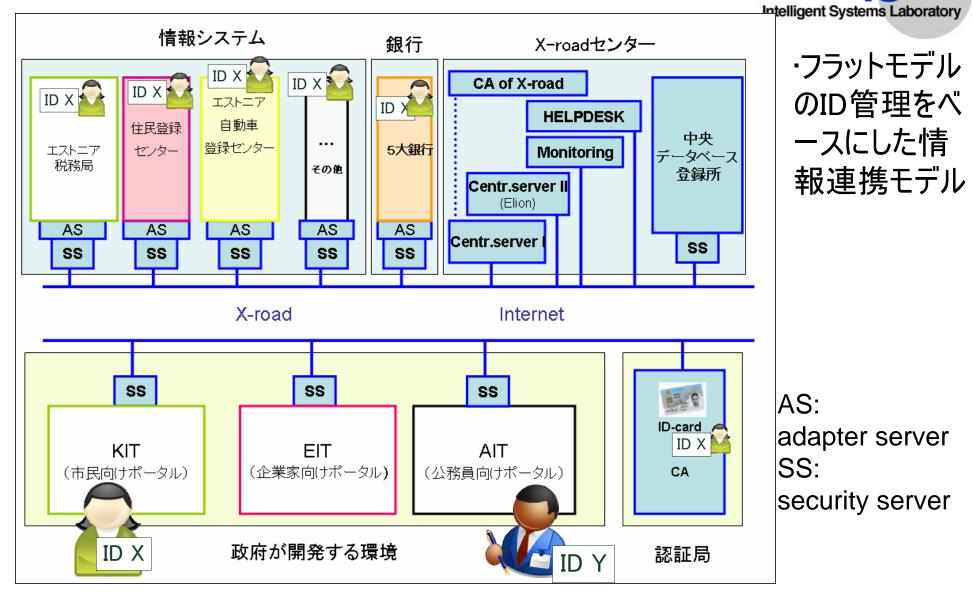




出典:「次世代電子行政サービス」報告書より

エストニアのX-Road (データ交換システム)



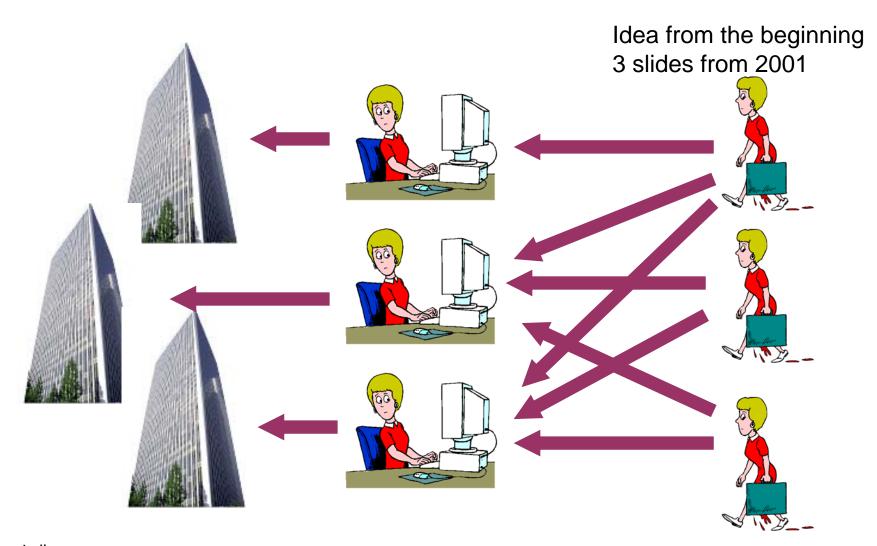


X-ROADは、「絵にかいた餅」ではなく、既に5年近くの実績があるホッ

Copyright © 2009 SECOM Co., Ltd. All rights reserved.



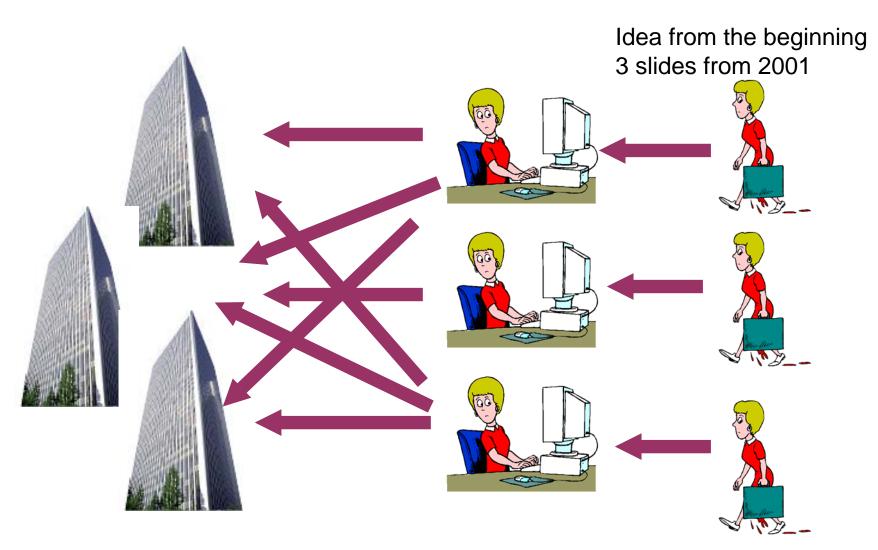
Complexity transformations 1. Intelligent Systems Laboratory



出典: e-Government as customer http://cs.ioc.ee/excs/kickoff/heidelberg-slides.ppt

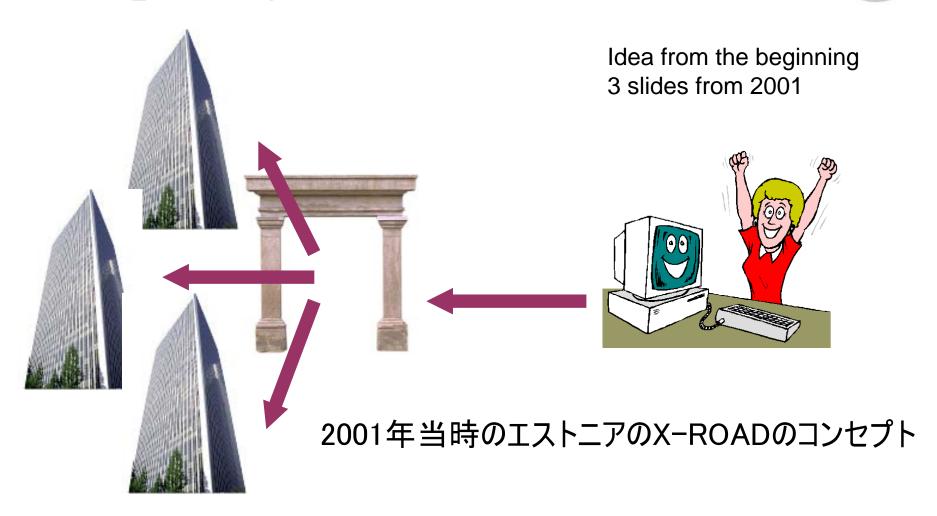
Complexity transformations 2. Telligent Systems Laboratory





Complexity transformations 3ntelligent Systems Laboratory





「行政中心のサービではない国民中心の行政サービス」

フロントオフィスとバックオフィス





出典: Open Source: Back to the Future

http://crosstalks.vub.ac.be/past_events/2003_WindowsbyDay11_12/Peter%20Strickx.pdf

Copyright © 2009 SECOM Co., Ltd. All rights reserved.

バックオフィスの連携とID管理



- なぜ「バックオフィスの連携」?
 - 「サービス利用者中心」の行政システムへの移行
 - サービス利用者 = 自然人、法人 etc...
 - 行政の効率化。。。さらに民間の効率化
- ・ バックオフィスの連携のアプローチ
 - 異なる機関のデータベースを統合する
 - 韓国の「行政情報共有センター」
 - 異なる機関のデータベースを連携させる
 - ・ エストニアのX-ROAD
- 「バックオフィスの連携の成功の鍵」=「ID管理の確立」
 - 「サービス利用者中心」の意味は「サービス対象者」の管理方法の確立なしに は、考えられない。
 - ・ 同時に「管理」は、国民の監視ではないことも示される必要がある。
 - 「ID管理の確立」は、汎用ID(総背番号制導入)という選択肢だけではない。
 - 様々な制約があっても、「ID管理の確立」なしに「バックオフィスの連携」はあり 得ない。



社会基盤としてのID管理

デジタル社会にふさわしい 社会基盤としてのID管理

社会基盤としてのID管理 関連した話題、疑問点



- · 「社会基盤としてのID管理」に関連した話題
 - 「年金記録問題(年金記録照合問題)」
 - 「社会保障カード(仮称)」、「社会保障番号」、「納税者番号」、etc..の是非
 - 「住民基本台帳ネットワークの裁判」
 - 「医療のEHR/PHR」等の個人情報の扱い(保護と利活用)
 - 「犯罪収益移転防止法」などの本人確認
- ・ 素朴な疑問。。。。
 - 「名寄せが出来ること」がリスクなのか??「名寄せが出来ないこと」がリスクなのか?? こうした一見相反する要求を解決する手段はあるのか??
 - また、こうしたことの解決なしに認証(Authentication)や署名の基盤は機能するのか?(更にその先のデータ連携・情報連携や電子データ保存)

社会基盤としてのID管理 ID管理に関するあるべき姿の検討



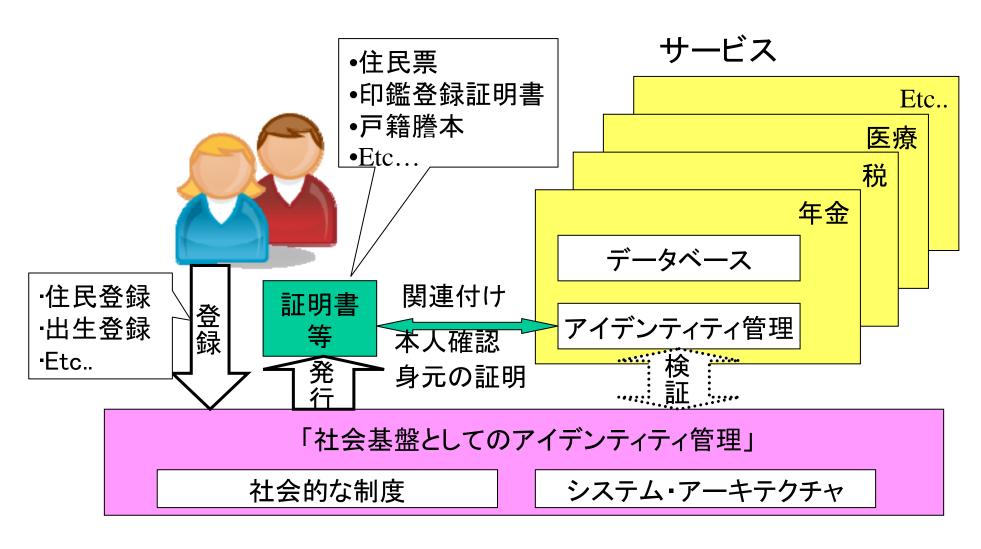
- 仮説??
 - 様々な全体最適化したデジタル時代の社会システムの多くは個人情報の適切 な利活用が重要になる。
 - 適切な個人情報の利活用のためには、ID管理に関するあるべき姿検討され「社会基盤としてID管理」の原則が確立すべき
- 「社会基盤としてID管理」の原則?? → 目指すべき社会??
 - 「社会基盤としてID管理」は、適切な<mark>個人情報保護、プライバシー保護</mark>が考慮されたものであるべき
 - 「社会基盤としてID管理」は、デジタル時代の社会的コスト低減、全体最適化に適応できるべき
 - 「社会基盤としてID管理」は、様々な組織の**適切なコン** プライアンスの達成に寄与できるべき

ここの調整が難しい。

このふたつの要求がバランスよく 実装される必要がある。

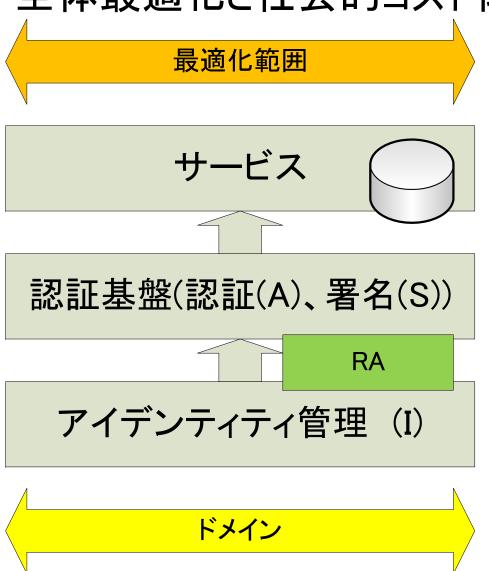


社会基盤としてのID管理



社会基盤としてのID管理 全体最適化と社会的コスト低減





全体最適の範囲を意識してID管理 が検討されるべき

- 世の中の動きとして、効率を上げるために最適化の範囲が、広がっている
- 全体最適を検討する上でID管理の原則がベースになるべき。

組織を越えたID管理をどう達成するかが大きな課題

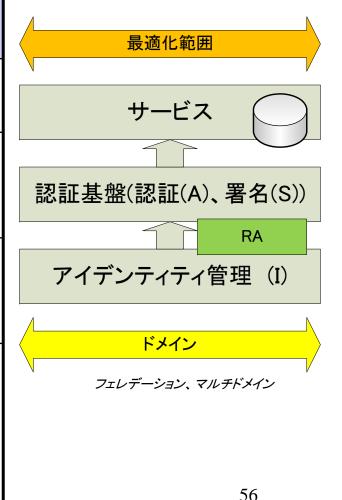
- 医療、介護、看護とか。
- 官民連携を行うID管理をとうやって達成するか?
- G2B2C
- プライバシー保護

フェレデーション、マルチドメイン



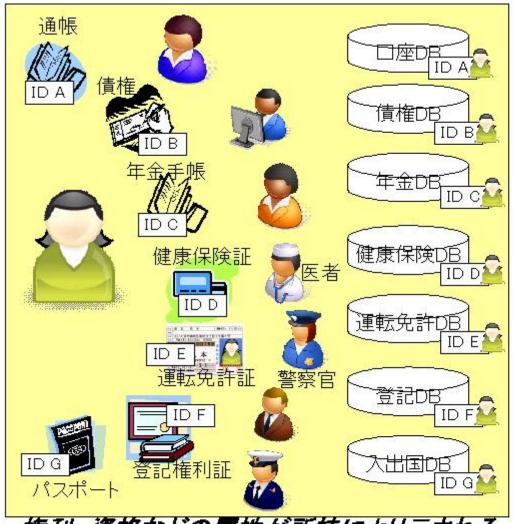
社会基盤としてのID管理 IDとドメイン(セクター = 活動分野)

	発行者	ドメイン (セクター)	関係者∙備考
基礎年金 番号	社会 保険庁	年金	社会保険庁、 企業、国民
住民票コード	自治体、 県知事	行政分野の み?	自治体、住民 外国人は含ま れない
納税者番号?	国税庁?	納税	税務署、企業、 個人、代理士 (税理士)
(仮称)社 会保障 カード、 社会保障 番号?	厚生労働 大臣?	社会保障分野(医療、健保、etc)	医療、健保は 民間も含む

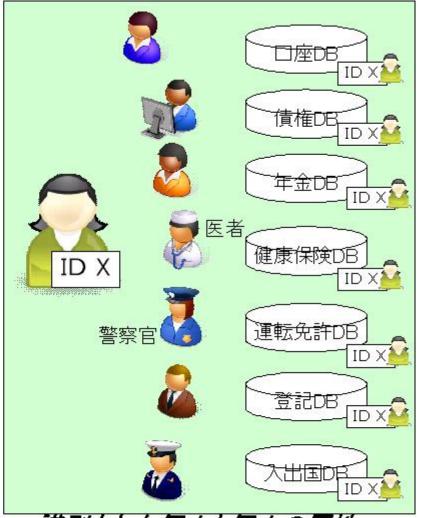


社会基盤としてのID管理 「識別された個人の属性」への移行





権利、資格などの属性が所持により示される オフライン指向



識別された個人と個人の属性 オンライン指向